4-9 各社員は、一般社団法人の債務につき、その債権者に対して弁済の責任を負わない。

[61 - 15]

4-10 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、 我が国においても権利能力を有する。

[5-1(1)]

- 4-11 外国人の権利能力が制限される場合には、外国人は、信託法上の受益者として、その権利を有すると同一の利益を享受することができない。 $\begin{bmatrix}5-12\end{bmatrix}$
- 4-12 国、国の行政区画、外国会社又は法律若しくは条約により認許されたもの以外の外国法人は、我が国においては、法人格が認められない。 $[5-1 \ 3]$
- 4-13 我が国において認許された外国法人は、外国人が享有することができない権利であっても取得することができる。

 $[5-1\ \odot]$

4-14 外国法人は、我が国において事務所設置の登記をするまでは、他人は その法人の成立を否認することができる。

[5-14]

4-15 権利能力なき社団の代表者が賃貸借契約を締結した場合において、社 団の構成員全員の承諾がなければ代表者は賃借権の処分をすることは できない。

[3-47]

- 4-16 教授:権利能力なき社団であるA団体の構成員の資格要件に関する規則 を構成員の多数決で改正した場合には、承諾していない構成員も、 これに拘束されますか。
 - 学生: 構成員が意思に反してその地位を奪われることはありませんから、 承諾していない構成員のうち、資格要件を改めたことにより構成 員の地位を奪われることになる者は、その決議に拘束されること はありません。

[16 - 40]

4-17 一般社団法人が定款に「権利能力なき社団も社員となることができる」 旨の定めをした場合、当該定款の定めは無効となる。

[63 - 27]

4-9 ○ 極テキストIP69 債務を負担するのは一般社団法人であり、その弁済の 極テキストIP70 4-10 法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を 4-11 ○ 極テキストIP70 権利能力が制限される場合には、信託法上の受益者 4-12 ○ 極テキストIP70 すべての外国法人に権利能力が認められるわけでは × 極テキストIP70 4-13 <u>外国人が享有できない権利</u>(日本船舶·日本航空機の ○ 極テキストIP70 4-14 外国法人が初めて**日本に事務所を設けた**場合は、 × 極テキスト I P 7 1 4-15 権利能力なき社団においては、多数決の原則が採用 4-16 × 極テキスト I P 7 1 権利能力なき社団において多数決で改正された規則 4-17 × 極テキストIP71 一般社団法人の社員の地位に関して、特に制限はなく、 4-18 教授:権利能力なき社団の構成員が死亡した場合には、その相続人が当然にその地位を承継して構成員になる旨をA団体の規則で定めることは可能ですか。

学生:権利能力なき社団では、構成員の死亡は社団からの当然脱退事由 となりますから、A団体がそのような規則を定めることはできま せん。

[16 - 4 I]

4-19 教授:権利能力なき社団のA団体の構成員は、A団体を脱退するに当たって、自己の持分相当の財産を分割して払い戻すように請求することができますか。

学生:権利能力なき社団の構成員には、財産の分割請求は認められません。ただし、構成員の間で特段の合意をしている場合には、財産の分割請求も認められます。

[16-47]

4-20 権利能力なき社団所有の不動産を登記する場合、代表者の個人名義で 登記するしか方法はない。

[3 - 4]

4-21 教授:権利能力なき社団であるA団体の代表者がA団体の創立10周年 記念大会の開催費用に充てるために、A団体を代表して銀行から 500万円を借り入れました。A団体がその返済をできなくなっ たときは、代表者や構成員に借入金の支払義務がありますか。

学生: A団体には法人格がないことから、債権者を保護する必要があり、 代表者と構成員は、いずれも支払義務を負うことになります。

[16-47]

4-22 権利能力なき社団が第三者に対して債務を負っている場合において、 債権者は第一次的に社団の財産から弁済を受けることができ、各構成員 からは補充的にその弁済を受けることができる。

 $[3 - 4 \ \dot{p}]$

4-23 権利能力なき社団の代表者が、団体名を表示しかつ代表者資格を記載して手形を振り出した場合、社団の他その代表者自身も手形の振出人としての責任を負う。

[3-4 I]

4-18 × 極テキストIP72 権利能力なき社団の構成員が死亡した場合、原則として、 4-19 ○ 極テキストIP73 権利能力なき社団の財産帰属状態は<u>総有</u>であるため、 4-20 × 極テキスト I P 7 3 権利能力なき社団の代表者の個人名義で登記する方法 × 極テキスト I P 7 4 4-21 債務も総有的に帰属しており、権利能力なき社団の × 極テキスト I P 7 4 4-22 債務も総有的に帰属しており、権利能力なき社団の

4-23 × 極テキストIP74 債務も総有的に帰属しており、権利能力なき社団の 5-1 法人に対する意思表示を当該法人の使用人が受けた場合において、当該意思表示が効力を生ずるためには、当該使用人が当該法人から当該意思表示の受領権限を与えられていなければならない。

[24-40]

5-2 AB間の契約締結交渉において、AがBに対して書面を郵送して申込みの意思表示をした。その際、Aは承諾の通知を受ける期間の末日を2月5日と定めた。Bが承諾の通知を2月1日に郵送で発し、これが2月3日に到達した場合、契約は2月3日に成立する。

 $[8-5\dot{}]$

5-3 教授: Bが、Aの承諾の期間を定めた契約の申込みに対し、その期間 内に到達するように郵便で承諾の通知を出した場合、契約は、ど の時点で成立しますか。

学生: 意思表示は、到達しなければ効力が生じませんので、Bからの 承諾の通知がAに到達した時点で、AB間に契約が成立すること になります。

[15-200]

5-4 隔地者に対する契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に 死亡した場合でも、そのためにその効力を妨げられない。

[24-41]

5-5 甲がその所有に係る土地を乙に騙されて売り渡し、その後契約を取り 消す旨の手紙を出したが、その到達前に甲が死亡した場合、取消の効果 は生じない。

 $[3 - 8 \pm]$

5-6 A B 間の契約締結交渉において、A が B に対して書面を郵送して申込みの意思表示をした。その際、A は承諾の通知を受ける期間の末日を 2 月 5 日と定めた。A が申込みの意思表示の到達前に死亡し、その事実を知った B が A の単独相続人 C に承諾の通知を発し、これが 2 月 5 日までに到達すれば、B C 間に契約が成立する。

[8-5]

5-1	× 極テキストIP80 隔地者に対する意思表示は、 受取人の勢力範囲内 に	
5-2	× 極テキストIP80 隔地者間の契約は、承諾の通知を 発した時 (2月1日)に成	立する。
5-3	× 極テキストIP80 隔地者間の契約は、承諾の通知を 発した時 に成立する。	, , ,
5-4	○ 極テキストIP81意思表示の発信後に表意者が<u>死亡</u>した場合、その意思表示は	
5-5	× 極テキストIP81 意思表示の発信後に表意者が <u>死亡</u> した場合、その意思表示は	
5-6	× 極テキストIP81 相手方が、申込み者が発信後に死亡した 事実を到達前に	
5-7	AB間の契約締結交渉において、AがBに対して書面を	
		8 - 5 ア〕

- 28 -

5-8 教授: 東京に住むAは、京都に住むBに対し、「今月末までに返事

をいただきたい。」との承諾の期間を定めて、売買契約の申込みをしたが、その申込みがBに到達した後に気が変わって、その申込みを撤回する旨の通知を出した場合、Aの申込みの効力は、どうなりますか。

学生: 承諾の期間を定めて契約の申込みをした場合には、その申込み を撤回することはできないので、Aの申込みは、承諾の期間内は 有効です。

[15-207]

5-9 教授: 東京に住む A は、京都に住む B に対し、承諾の期間を定めないで契約の申込みをした場合、A はその申込みを撤回することができますか。

学生: 承諾の期間を定めないで契約の申込みをした場合には、Aは、Bからの承諾の通知を受け取る前であればいつでも、その申込みを撤回することができます。

[15-207]

5-10 教授: 東京に住む A は、京都に住む B に対し、「今月末までに返事をいただきたい。」との承諾の期間を定めて、売買契約の申込みをしたが、B の承諾の通知が承諾の期間を過ぎて到達した場合、契約は成立しますか。

学生: 承諾の期間内にBからの承諾が到達しなければ、原則として、 Aの契約の申込みは効力を失うので、契約は成立しないことにな ります。

[15-201]

5-11 AB間の契約締結交渉において、AがBに対して書面を郵送して申込みの意思表示をした。その際、Aは承諾の通知を受ける期間の末日を2月5日と定めた。Bが申込みに変更を加えて承諾する旨の通知をした場合、Aがこれに対する承諾をすれば、変更後の内容の契約が成立する。

[8-5 I]

5-7	× 極テキストIP82
	承諾期間を 定めて した契約の申込みは、 その期間内 は
5-8	○ 極テキストIP82
	承諾期間を 定めて した契約の申込
5-9	× 極テキストIP82
3)	承諾期間を 定めないで した契約の申込
5-10	○ 極テキストIP82
3-10	承諾期間を 定めて した契約の申込は、承諾期間内に承諾が
	平 品 朔 间 を 定 め て し た 关 ボ り 中
5-11	○ 極テキストIP83
3-11	<u> </u>
	承諾者が条件や変更を加えた上で承諾している場合、

5-12 A B 間の契約締結交渉において、A が B に対して書面を郵送して 申込みの意思表示をした。その際、A は承諾の通知を受ける期間の末 日を2月5日と定めた。B が承諾の通知を2月4日に発し、これが2 月6日に到達した場合、A がこの承諾を新たな申込みとみなして、これに対する承諾をすれば、契約は成立する。

[8-5]

- 5-13 教授: 東京に住む A は、京都に住む B に対し、「今月末までに返事をいただきたい。」との承諾の期間を定めて、売買契約の申込みをしたが、B の承諾の通知が承諾の期間を過ぎて到達した。しかし、B からの承諾の通知が郵便で出されており、A が、その消印を見て、承諾の通知が郵便事情で遅れたもので、通常であれば承諾の期限内に到達するはずのものであることを知った場合には、どうですか。
 - 学生: その場合、Aは、Bに対し、承諾の通知が承諾の期間を過ぎて 到達した旨の延着の通知を出すことが必要で、これを怠ると、承 諾の通知が延着しなかったものとみなされて、契約は成立したこ とになります。

[15-20才]

5-14 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日(以下「公示の日」という。)から2週間を経過したときは、公示の日に遡って相手方に到達したものとみなされる。

[24-47]

5-15 未成年者甲の法定代理人乙から甲において土地を買い受ける旨の 申込を受けた丙が土地を売り渡す旨の意思表示を直接甲にしたときは、 契約の成立を主張することはできない。

[3-8才]

[24-47]

5-12	極テキストIP83
	承諾期間経過後は、申込みは当然に効力を失うが、
5-13	○ 極テキストIP83
	通常の場合は、その 期間内に到達すべき時に発送した
	Zin v m l ta (c v m l ta (c v m l ta) z v l m l ta (c
5-14	× 極テキストIP85
	公示による意思表示は、 最後に官報に掲載した日又は
5-15	○ 極テキストIP86
	未成年者に対してなされた。意思表示は、 <u>表意者</u> から
5-16	○ 極テキストIP86
	意思表示の相手方がその意思表示を受けたときに

6 契約の成立と有効要件 - 意思と表示の不一致/心裡留保

6-1 甲が真意では買い受けるつもりがなく、乙から土地を買い受ける契約をした場合において、乙は注意すれば甲の真意を知ることができたときは、その契約は無効である。

[3 - 87]

6-2 Aの代理人Bが自己の利益を図るために権限内の行為をした場合に おいて、相手方CがBの意図を知ることができたときは、AはCに対 しBの行為について無効の主張をすることができる。

[9-2 I]

6-3 AはBの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の甲土地に抵当権を設定する契約(以下両契約を合わせて「本契約」という)を締結した。Aが借入金を着服する意図でCとの間で本契約を締結し、Cから受領した借入金を費消したが、CもAの意図を知っていた場合、設定した抵当権は無効である。

[12 - 33]

6-4 代理人が、自己又は第三者の利益を図るため、代理権の範囲内の行為をした場合には、相手方が代理人のそのような意図を知らず、かつ知らなかったことにつき重大な過失がなかったときに限り、本人はその代理人の行為につき、責任を負う。

[6 - 47]

6-5 車の購入資金の調達のためにCから100万円を借り入れる旨の契約を締結する代理権をBから授与されたAは、自己の遊興費として費消する目的でCから100万円を借り入れ、これを費消した。この場合、CがAの目的につき悪意であっても、BはCからの貸金返還請求を拒むことはできない。

[18 - 47]

6-6 Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した。Bが自己又は第三者の利益を図るために物品甲を売却した場合であっても、それが客観的にBの代理権の範囲内の行為であり、CがBの意図を知らず、かつ、知らないことに過失がなかったときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

[22-57]

相手方が表意者の真意について、<u>悪意</u>又は<u>有過失</u>の 6-2 ○ 極テキストIP92 代理人の権限濫用の意思について、相手方が悪意又は**有過失**の 6-3 ○ 極テキストIP92 代理人の権限濫用の意思について、相手方が悪意又は<u>有過失</u>の × 極テキストIP92 6-4 本肢では、相手方が善意で**重大な過失がなければ**、 × 極テキスト I P 9 2 6-5 代理人の権限濫用の意思について、相手方が<u>悪意</u>又は 6-6 ○ 極テキストIP92 代理人の権限濫用の意思について、相手方が**悪意**又は

○ 極テキストIP91

6-1

契約の成立と有効要件 - 意思と表示の不一致/虚偽表示

7

7-1 甲不動産はAとBの共有であるが、登記簿上はAの単独所有とされていたところ、Aは、Cとの間で甲不動産の売買契約を締結し、Cへの所有権移転登記を経由した。AとBの合意に基づいてA単独所有の登記が経由された場合において、甲不動産がAとBの共有であることをCが知らなかったときは、Bは、Cに対し、自己の持分を主張することができない。

[9-100]

7-2 甲・乙間で甲の土地を乙に売り渡す契約を仮装したのち、乙が事情を 知らない丙に転売した場合、甲は乙から請求されたときは、その土地を 引き渡さなければならない。

 $[3 - 8 \ 1]$

7-3 土地が甲から乙へ、乙から丙へと順次売買された場合において、甲乙間の売買契約が甲乙の通謀による仮装のものである場合には、丙は、たとえ善意であっても、所有権移転の登記を受けていない以上、甲に対してその土地の所有権を主張することができない。

[57 - 194]

7-4 売主甲が買主乙との売買契約に基づく代金債権を丙に譲渡し、その旨を乙に通知をした場合において、売買契約が甲と乙の通謀によってされた虚偽のものであるときは、丙が善意で代金債権を譲り受けたとしても、乙は、丙に対する代金債務を負わない。

[56 - 33]

7-5 債権の発生原因である契約が虚偽表示である場合、当該債権の譲渡に ついて通知を受けた債務者は、虚偽表示であることを善意の譲受人に主 張することができない。

[14-177]

7-6 AとBとが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Aは、売買代金債権を善意のCに譲渡した。Bは、土地の売買契約が無効であるとして、Cからの代金支払請求を拒むことはできない。

[15-51]

7-7 Aは、Bに対して貸金債権を有していたところ、AとCとが通謀して、 当該貸金債権をCに譲渡したかのように仮装した。異議をとどめないで その債権譲渡を承諾したBは、債権譲渡が無効であるとして、Cからの 貸金債権の支払請求を拒むことはできない。

[15-50]

7-8 相手方と通じて指名債権の譲渡を仮装した場合において、仮装譲渡人が債務者に譲渡の通知をしたときは、仮装譲渡人は、当該債権につき弁済その他の債務の消滅に関する行為がされていない場合でも、当該債権譲渡が虚偽であることを知らない債務者に対して当該債権譲渡が無効であることを主張することができない。 [24-4x]

7-1 ○ 極テキストIP94 <u>通謀虚偽表示の無効</u>をもって、<u>善意の第三者には</u> 7-2 × 極テキストIP95 善意の第三者が出現した後も、<u>当事者間</u>では無効主張が 7-3 × 極テキスト I P 9 5 善意の第三者が登記を具備している必要はない。よって、 7-4 × 極テキストIP96 通謀虚偽表示の無効をもって、善意の第三者には対抗 7-5 ○ 極テキストIP96 通謀虚偽表示の無効をもって、善意の第三者には対抗 7-6 ○ 極テキストIP96 通謀虚偽表示の無効をもって、善意の第三者には対抗 × 極テキストIP97 7-7 AC間の債権譲渡は通謀であり、無効であるため、 7-8 × 極テキストIP97 債権の仮装譲渡人が債務者に譲渡通知をした場合でも、

7-9 Aは、Bと協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地をBに売渡す旨の仮装の売買契約を締結した。Bに対して金銭債権を有する債権者Cが、A・B間の協議の内容を知らずに、その債権を保全するため、Bに代位して、Bへの所有権移転登記をAに請求した。この場合、AはCに対し、A・B間の売買契約の無効を主張できる。

[11-37]

7-10 Aは、Bと協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地をBに売渡す旨の仮装の売買契約を締結した。Bに対して金銭債権を有する債権者Eが、A・B間の協議の内容を知らずに、その債権に基づき、甲土地を差し押えた。この場合、AはEに対し、A・B間の売買契約の無効の主張が認められる。

[11-30]

7-11 A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後にBの債権者Cが、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らずに甲建物を差し押さえた場合であってもCのBに対する債権がAB間の仮装の売買契約の前に発生したものであるときは、AはCに対し、AB間の売買契約が無効である旨を主張することができる。

[27-50]

7-12 A所有の土地について売買契約を締結したAとBとが通謀してその 代金の弁済としてBがCに対して有する金銭債権をAに譲渡したかの ように仮装した。Aの一般債権者であるDがAに帰属するものと信じて 当該金銭債権の差押えをした場合、Bは、Dに対し、当該金銭債権の譲 渡が無効であることを主張することはできない。

[15-5才]

7-13 Aから土地を賃借したBがその土地上に甲建物を建築し、その所有権の保存の登記がされた後に、甲建物についてBC間の仮装の売買契約に基づきBからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、BC間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったAが賃借権の無断譲渡を理由としてAB間の土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたときは、Bは、Aに対し、BC間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。

[27-5才]

7-9 ○ 極テキストIP98

Cは、仮装譲渡の前から債権を有しており、仮装譲渡を

7-10 × 極テキストIP99

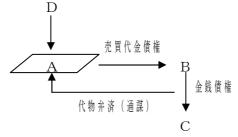
Eは、差押をしたという点において、**新たな利害関係**を

7-11 × 極テキスト I P 9 9

CのBに対する債権がAB間の仮装の売買契約の前に

7-12 ○ 極テキストIP99

Dは、差押えをしたという点において、<u>新たな利害関係</u>を



7-13 ○ 極テキストIP99

賃借地上の建物売買は、土地賃借権の譲渡に該当する。

7-14 Aの代理人Bの代理行為が相手方Cとの通謀虚偽表示に基づくものであった場合において、Aがそのことを知らなかったときは、Cは、Aに対しその行為について無効の主張をすることができない

 $[9-2\ 1]$

7-15 Aは、Bと協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地をBに売渡す旨の仮装の売買契約を締結した。Bは、甲土地上に乙建物を建築し、A・B間の協議の内容を知らないDに乙建物を賃貸した。この場合、Aは、Dに対し、A・B間の売買契約の無効の主張が認められる。

[11-37]

7-16 AとBが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Bは、その土地上に建物を建築してその建物を善意のCに賃貸した。この場合、Aは、Cに対し、土地の売却が無効であるとして建物からの退去による土地の明渡しを求めることはできない。

[15-57]

- 7-14 × 極テキストIP100 この問題は**通謀虚偽表示の善意の第三者**(94I)の論点として
- 7-15 極テキスト I P 1 0 1 D が利害関係を有するのは、**建物**であって、仮装譲渡の目的物
- 7-16 × 極テキスト I P 1 0 1 C が利害関係を有するのは、**建物**であって、仮装譲渡の目的物

■ 民法第94条第2項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、下記の記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第1説を指すものはどれか。

[12-4]

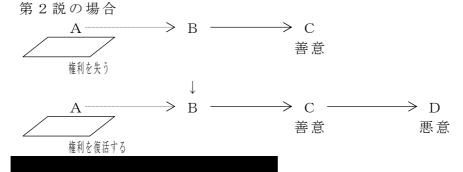
- 第1説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、 通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を所得する。
- 第2説 処分行為の効力は当事者ごとに相対的・個別的に判断すべきであり、 転得者は、通謀虚偽表示について悪意であれば、権利を取得しない。
- 7-17 この説では、取引関係について綿密に調査した者が保護されず、逆に、 調査を怠った者が保護される結果となる。
- 7-18 この説では、権利の譲渡性・流通性が大幅に制限される。
- 7-19 この説では、善意の第三者は追奪担保責任を問われることになり、善意の第三者を保護した実質が失われることになる。
- 7-20 この説では、原権利者はいったん権利を喪失したにもかかわらず、その後に、その権利が復活することになる。
- 7-21 この説では、他人を「隠れみの」として利用することを回避すること ができない。

7-17 × 極テキスト I P 1 O 1 綿密に調査をすればするほど<u>悪意</u>となり、相対的に

7-18× 極テキスト I P 1 0 1第 2 説では悪意の転得者は保護されないので、善意の

7-19 × 極テキスト I P 1 O 1 転得者に権利を取得させなければ、善意の第三者に

7-20 × 極テキスト I P 1 0 1



7-21 ○ 極テキスト I P 1 0 1 第 1 説の場合は悪意の者が自分の前に善意者を ■ 虚偽表示によって権利者として仮装された者から直接に権利を譲り受けた第三者が善意であった場合において、その「善意の第三者」からの転得者等も民法第94条第2項によって保護されるか否かという問題については、「転得者等が善意の場合にのみ保護する」という見解がある。次の記述のうち、この見解に対する批判として適切なものはどれか。

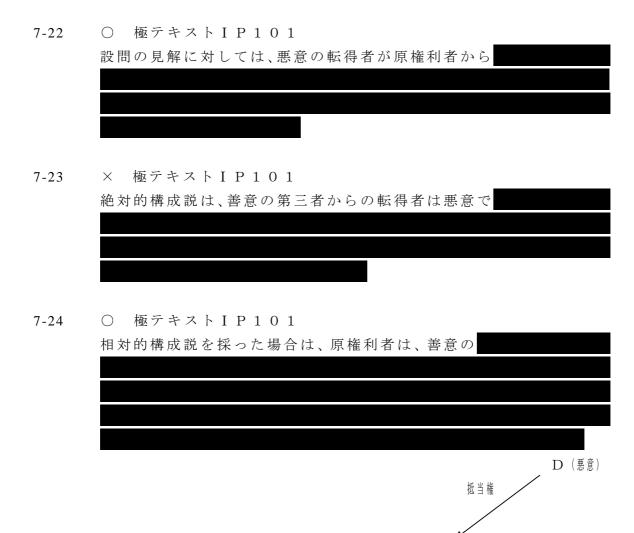
[20-4]

- 7-22 この見解によれば、転得者が前主である善意の第三者に対して担保責任を追及することができることとなって、善意の第三者に不利益が生じる可能性がある。
- 7-23 この見解によれば、悪意の転得者も、いったん善意の第三者に権利 を取得させた上で、この善意の第三者から権利を譲り受ければ、当 該権利を取得することができることになる。
- 7-24 この見解によれば、善意の第三者が、悪意の第三者のために虚偽表示の対象となった財産に抵当権を設定した場合に、法律関係が複雑になるおそれがある。

絶対的構成説:いったん「善意の第三者」が確定的に所有権を取得した以上、 その後の転得者は悪意であっても有効に権利を取得する。

相対的構成説: 転得者が民法94条第2項によって保護されるかどうかは個別的、相対的に判断すべきであり、いったん「善意の第三者」が出現しても、転得者が悪意であれば、原権利者はその転得者に対して虚偽表示の無効を主張できる。

設問は**相対的構成説**からの見解である。



善意

- 7-25 この見解によれば、善意の第三者が虚偽表示の対象となった財産 を処分したり、当該財産に担保権を設定したりすることが、事実上 大幅に制約されることになる。
- 7-26 この見解によれば、保護の対象から第三者を例外的に除外することを検討しなければならなくなるが、その識別基準にあいまいなところがある。

•

7-27 Aは、Bと協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地をBに売渡す旨の仮装の売買契約を締結した。Bは、A・B間の協議の内容を知っているFに甲土地を転売し、さらに、Fは、その協議の内容を知らないGに甲土地を転売した。この場合、Aは、Gに対し、A・B間の売買契約の無効を主張することが認められる。

[11-3エ]

7-28 AとBとが通謀して、A所有の土地をBに売却したかのように仮装したところ、Bは、その土地を悪意のCに売却し、その後、Cは、その土地を善意のDに売却した。この場合、Aは、Dに対し、AB間の売買が無効であるとして土地の明渡しを求めることはできない。

[15-57]

7-29 Aは、Bと協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地をBに売渡す旨の仮装の売買契約を締結した。Bは、A・B間の協議の内容を知らないHに甲土地を転売し、さらに、Hは、その協議の内容を知っているIに甲土地を転売した。この場合、Aは、Iに対し、A・B間の売買契約の無効を主張することが認められる。

[11-3オ]

7-30 A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後にBがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合においてCがAB間の売買契約が仮装のものであることを知っていたときは、Dがこれを知らなかったときであっても、DはAに対し、甲建物の所有権を主張することができない。

[27-57]

7-25 ○ 極テキストIP101

相対的構成説を採ると、善意の第三者が有効に転売

7-26 × 極テキストIP101

絶対的構成説では、悪意の転得者であっても保護

7-27 × 極テキストIP101

Fが悪意であっても、転得者Gが善意であれば保護



7-28 ○ 極テキストIP101

Cが悪意であっても、転得者Dが善意であれば保護



7-29 × 極テキスト I P 1 0 1

Hが善意であれば、転得者Iが悪意であっても、Iは保護

7-30 × 極テキストIP101

Cが悪意であっても、転得者Dが善意であれば、Dは保護

7-31 A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。

[27-57]

7-32 甲不動産はAとBの共有であるが、登記簿上はAの単独所有とされていたところ、Aは、Cとの間で甲不動産の売買契約を締結し、Cへの所有権移転登記を経由した。AがBに無断でA単独所有の登記を経由したが、Bはその事実を知りながら長期間これを放置していた場合において、甲不動産がABの共有であることをCが知らなかったときは、BはCに対し自己の持分を主張することができない。

[9-104]

7-33 甲不動産はAとBの共有であるが、登記簿上はAの単独所有とされていたところ、Aは、Cとの間で甲不動産の売買契約を締結し、Cへの所有権移転登記を経由した。AがBに無断でA単独所有の登記を経由し、直ちにCに売却した場合には、甲不動産がAとBの共有であることをCが知らなかったときでも、BはCに対し、自己の持分を主張することができる。

[9-105]

7-34 A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買予約に基づきBを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権保全の仮登記がされた後、BがAに無断で当該仮登記に基づく本登記をした場合において、その後にBから甲建物を譲り受けたCが、その当時、当該本登記が真実に合致したものであると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかったときは、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。

[27-5エ]

7-31 ○ 極テキスト I P 1 0 2 本肢の場合、C と D は、<u>民法177条の対抗関係</u>に

7-32 ○ 極テキスト I P 1 0 4 不当な登記を**長期間放置している**ので、事後的な

7-33 ○ 極テキスト I P 1 0 4 <u>直ちに第三者に売却している</u>ので、<u>事後的な承諾を</u>

7-34 ○ 極テキスト I P 1 0 5 第 2 の外形である本登記には、A は関与していない 8-1 甲乙間の売買契約において、甲の錯誤が要素の錯誤であるときに関して、売買契約が無効とされる場合には、甲の錯誤がその過失によるものであっても、乙は損害賠償請求をすることはできない。

[3-21]

8-2 甲乙間の売買契約において、甲の錯誤が要素の錯誤であるときに関して、甲の錯誤が重大な過失に基づくものである場合、甲は売買契約の無効を主張できないが乙は無効の主張ができる。

[3-217]

8-3 錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は、無効を主張することができないが、その意思表示の相手方は、 無効を主張することができる。

 $[17 - 4 \dot{p}]$

8-4 甲乙間の売買契約において、甲の錯誤が要素の錯誤であるときに関して、甲が錯誤無効を主張する意思がない場合、乙から無効を主張することはできない。

 $[3-21\dot{0}]$

8-5 学生A:「無効」と「取消し」を主張することができる者の範囲に、違いはあるかな。

学生B:「取消し」が可能な法律行為は、取消権者によってのみ取り消すことができるので、だれからでも「取消し」を主張することができるものではないよ。これに対して、「無効」である法律行為は、何人の主張も待たず、絶対的に効力のないものと扱われるから、<u>「無効」を主張することができる者や「無効」を主</u>張することができる相手方が限定される場合はないよ。

上記下線部分は、判例の趣旨に照らし正しい。

 $[16 - 6 \dot{p}]$

8-6 高名な画家によるとされた絵画が A から B へ、 B から C へと順次売却されたが、その後に、これが偽物と判明した場合において、無資力である B がその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、 C は、B に対する売買代金返還請求権を保全するため、B にはその意思表示の無効を主張する意思がなくても、B の意思表示の無効を主張して、 B の A に対する売買代金返還請求権を代位行使することができる。

[12-70]

8-7 手形の裏書人が、額面1,000万円の手形を額面100万円の手形と誤信し、100万円の手形債務を負担する意思で裏書をした場合には、その裏書人は、裏書人に額面どおりの手形債務負担の意思がないことを知って手形を取得した悪意の取得者に対し、その手形金のうち100万円を超える部分に限り、錯誤を理由に手形金の償還義務の履行を拒むことができる。

[17 - 4]

 8-1
 × 極テキストPI110

 「契約締結上の過失(信義則)」又は「不法行為(709)」を

 8-2
 × 極テキストIP111

 表意者甲には重大な過失があるため、無効主張でき

8-3× 極テキストIP111表意者には重大な過失があるため、無効主張でき

8-4 ○ 極テキスト I P 1 1 1 錯誤無効につき、<u>相手方</u>又は<u>第三者</u>は、原則として無効主張でき

8-6 ○ 極テキストIP111 債権保全の必要性があり、かつ、表意者自身が錯誤を

8-7 ○ 極テキスト I P 1 1 2 錯誤無効にも、一般の無効と同様に<u>一部無効</u>が

- 錯誤によって意思表示をした者が、その意思表示を前提として新たな法律 関係を有するに至った第三者に対してその意思表示の無効を主張することが できるかどうかについては、詐欺に関する民法第96条第3項の類推適用を肯定 する考え方と否定する考え方とがある。次の記述のうち、同項の類推適用を肯 定する考え方の根拠となるものとして適切なものはどれか。
- 8-8 民法第96条第3項の規定は、取消しの遡及効を制限したものである。
- 8-9 錯誤によって意思表示をした者の中には、詐欺によらず自ら錯誤に陥った者も含まれているところ、だまされて錯誤に陥った者より、だまされていないのに自ら錯誤に陥った者の方が帰責性は大きい。
- 8-10 錯誤によって意思表示をした者がその意思表示の無効を主張した後に、 第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合 と、詐欺によって意思表示をした者がその意思表示の取消しを主張した後に、 第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合 とを区別する必要はない。
- 8-11 同一の事案が錯誤と詐欺の双方に該当することも少なくなく、意思表示 をした者がいずれを主張するかによって第三者の地位が左右されることは 望ましくない。
- 8-12 法律行為の要素に錯誤があることや錯誤によって意思表示をした者に 重大な過失がないことなど、錯誤による無効を主張するための厳格な要件を 満たした場合には、意思表示をした者の要保護性が高い。

(参考)

民法

第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、 相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことが できる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗 することができない。

8-8	肯定説の根拠とならない。 極テキストIP113
	<u>錯誤は当初から無効であり、遡及効はない</u> 。そこで、
8-9	肯定説の根拠となる。 極テキストIP113
	だまされていないのに、 自ら錯誤に陥った者の
8-10	いずれの説の根拠ともならない。 極テキストIP113
	民法第96条第3項は、 取消前 の第三者の保護を
8-11	肯定説の根拠となる。 極テキスト I P 1 1 3
	錯誤に陥った者が、錯誤と詐欺のいずれを主張するのか
8-12	肯定説の根拠とならない。 極テキストIP113
0 12	錯誤無効を主張できる場合の要件(要素の錯誤・
	The state of the s

8-13 相手方が資産家であると誤信し、それを動機として婚姻をした場合には、その動機が表示され、意思表示の内容となっていたときであっても、その婚姻について、錯誤による無効を主張することはできない。

[17 - 47]

8-14 家屋の賃貸人が自ら使用する必要があるとの事由で申し立てた家屋 明渡しの調停が成立した場合において、その後にその事由がなかったこ とが明らかになったとしても、その事由の存否が調停の合意の内容とな っていないときは、その調停について、錯誤による無効を主張すること はできない。

[17 - 4 I]

- 8-13 極テキスト I P 1 1 6 婚姻・養子縁組については、<u>人違い等以外</u>は動機が
- 8-14 極テキスト I P 1 1 7 その事由が合意解除又は明渡しの合意の内容と

9-1 Aが B から C 社製造の甲薬品を購入した際に B は、C 社の従業員から 甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを 信じて A に同様の説明をし、 A もこれを信じて甲薬品を購入した場合、 A は、 B との間の売買契約を取り消すことができる。

[13-17]

9-2 AがBに欺罔されてA所有の土地を善意のCに売却した場合、Aは、AC間の売買契約を詐欺を理由として取り消すことはできない。

[18-6才]

9-3 AがBに対して金銭を貸し付け、この金銭債権の担保のため、C所有の不動産に抵当権が設定されてその登記がされた後、Aがその貸金債権をDに譲渡した。Bの詐欺によってCが抵当権を設定した場合には、A及びDがそのことを知らないときであっても、Cは、Aとの間の抵当権設定契約を取り消して、Dに対して抵当権の無効を主張することができる。

[7-7エ]

9-4 Aが B から C 社製造の甲薬品を購入した際に A が、C 社の従業員から 甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを 信じて甲薬品を購入した場合、B がその事情を知り得なかったときでも、 A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。

[13-10]

9-5 Aの代理人Bが相手方Cとの間で売買契約を締結した場合、Cの意思表示がAの詐欺によるものであったときでも、Bがその事実を知らなかった場合には、Cは、その意思表示を取り消すことができない。

[9-27]

9-6 相手方の欺罔行為により錯誤に陥って贈与の意思表示をした者は、その相手方が贈与を受けた物を善意の第三者に譲渡した後であっても、その意思表示を取り消すことができる。

[59 - 20]

9-7 AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売渡す契約を締結したという事例に関して、Aは、詐欺の事実に気づいて売買契約の意思表示を取消した場合において、Bへの所有権移転登記を経由していたときは、Bが第三者に転売した後であっても、Bに対し、その登記の抹消を請求できる。

[10-41]

9-8 AがBに欺罔されてA所有の土地をBに売却した後、善意のCがBからこの土地を買い受けた場合、Aは、詐欺を理由としてAB間の売買契約を取り消すことはできない。

[18-61]

9-1 × 極テキストIP118 「詐欺者の故意」には①相手方を欺いて錯誤に陥れよう 9-2 ○ 極テキストIP119 第三者による詐欺は、相手方が詐欺の事実を知って 9-3 × 極テキスト I P 1 1 9 第三者による詐欺は、相手方が詐欺の事実を知って 9-4 × 極テキスト I P 1 1 9 第三者による詐欺は、相手方(B)がその事実を知って × 極テキスト I P 1 1 9 9-5 「第三者による詐欺」にあたらず、Bが善意であっても 極テキストIP121 9-6 善意の第三者が出現した後も、当事者間では取消しを主張できる。 9-7 ○ 極テキストIP121 善意の第三者が出現した後も、当事者間では取消しを

善意の第三者が出現した後も、<u>当事者間</u>では取消しを主張できる。

× 極テキスト I P 1 2 1

9-8

9-9 第三順位の抵当権者の欺罔行為により第一順位の抵当権者が錯誤に 陥って、その抵当権を放棄する旨の意思表示をしたときには、第二順位 の抵当権者が善意であったとしても、第一順位の抵当権者は、その意思 表示の取消をもって第二順位の抵当権者に対抗することができる。

[59 - 25]

9-10 A所有の土地にBの1番抵当権、Cの2番抵当権が設定されており、 BがAに欺罔されてその1番抵当権を放棄した後、その放棄を詐欺を理 由として取り消した場合、Bは、善意のCに対してその取消しを対抗す ることができる。

[18 - 67]

9-11 Aは、Bに欺罔されてA所有の土地をBに売却した後、この売買契約を詐欺を理由として取り消したが、その後に悪意のCがBからこの土地を買い受けた場合、Aは、登記無くしてその取消しをCに対抗することができる。

[18 - 6]

9-12 AがBの詐欺により、Bとの間で、A所有の甲土地を売渡す契約を締結したという事例に関して、Aが詐欺の事実に気づいた後に、BがAに対し、相当の期間を定めて売買契約を追認するかどうかを確答するよう催告した場合、Aがその期間内に確答しなければ、Aは、売買契約の意思表示を取消したものとみなされる。

[10 - 47]

9-13 相手方の強迫行為により完全に意思の自由を失って贈与の意思表示をした者は、その意思表示の取消をしなくても、相手方に対して贈与した物の返還を請求することができる。

[59-23]

9-14 金銭の借主の強迫行為によって貸主との間でその金銭債務について の保証契約をした者は、貸主がその強迫の事実を知らなかったときには、 保証契約の意思表示を取り消すことができない。

[59-24]

9-15 AはBの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の甲土地に抵当権を設定する契約(以下両契約を合わせて「本契約」という)を締結した。本契約が第三者DのAに対する強迫に基づくものである場合、Cがこれを過失なく知らなくても、Bは本契約を取消すことができる。

[12 - 35]

9-16 甲が土地を乙に強迫されて譲渡し、更に乙が事情を知らない丙に転売 し、それぞれ所有権移転登記を経由した場合、甲は乙に取消しの意思表 示をすれば、丙に対し、その登記の抹消を請求することができる。

 $[3 - 8 \dot{p}]$

9-17 AがBに強迫されてA所有の土地をBに売却し、善意のCがBからこの土地を買い受けた後、AがAB間の売買契約を強迫を理由として取り消した場合、Aは、Cに対してその取消しを対抗することができる。

 $[18 - 6 \dot{p}]$

 極テキストIP121 9-9 反射的に利益を受けた者は、「善意の第三者」に ○ テキストIP121 9-10 **反射的に利益を受けた者**は、「善意の第三者」に 9-11 × 極テキスト I P 1 2 2 取消後の第三者との関係は、民177の対抗関係と 9-12 × 極テキスト I P 1 2 3 詐欺による意思表示をした者の相手方からの「**催告**」 9-13 ○ 極テキストIP124 完全に意思の自由を失っていた場合は、**無効**となる。 × 極テキスト I P 1 2 4 9-14 「第三者による強迫」の場合は、相手方が善意で 9-15 極テキストIP124 「第三者による強迫」の場合は、相手方が**善意**で 9-16 極テキストIP125 強迫の場合は、第三者保護規定がない。よって、 9-17 ○ 極テキストIP125

強迫の場合は、第三者保護規定がない。よって、